**○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則**

平成十八年四月一日規則第四十二号

**改正**

平成一八年　九月二九日規則第七〇号

平成一九年　六月二八日規則第七二号

平成二〇年一一月二七日規則第七一号

平成二一年　四月　九日規則第四四号

平成二三年　二月一四日規則第四号

平成二四年　一月三〇日規則第五号

平成二四年　四月　一日規則第四〇号

平成二五年　三月一一日規則第一二号

平成二五年　四月　一日規則第三七号

平成二六年　三月二六日規則第一〇号

平成二六年　九月二九日規則第五六号

平成二六年一一月二五日規則第六四号

平成二七年　三月　九日規則第六号

平成二七年一二月二八日規則第七四号

平成三〇年　十月二二日規則第五二号

障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

題名改正〔平成二五年規則三七号〕

（趣旨）

**第一条**　この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成二四年規則四〇号〕、一部改正〔平成二五年規則三七号〕

（指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請）

**第二条**　法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項の規定による申請並びに法第四十一条第一項及び法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新の申請は、[別記様式第一号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_160)による指定（更新）申請書により行うものとする。

２　法第三十七条第一項及び法第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請は、[別記様式第一号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_160)の二による指定変更申請書により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則七〇号・二四年四〇号〕

（指定障害福祉サービス事業者等の変更等の届出）

**第三条**　法第四十六条及び法第五十一条の二十五の規定による届出のうち、名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものにあっては別記[様式第二号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_166)による変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては別記[様式第三号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_169)による届出書により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則七〇号・二四年四〇号〕

（指定障害者支援施設の指定辞退の申出）

**第三条の二**　法第四十七条の規定による指定の辞退は、別記[様式第三号の二](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_172)による辞退届出書により行うものとする。

追加〔平成一八年規則七〇号〕

（指定障害福祉サービス事業者等の公示）

**第四条**　法第五十一条に規定する公示は、次に掲げる事項について県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

一　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

二　指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消し（次号において「指定等」という。）に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三　指定等を行った年月日

四　サービスの種類

２　法第五十一条の三十第一項に規定する公示は、次に掲げる事項について県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

一　指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

二　指定、事業の廃止又は指定の取消し（次号において「指定等」という。）に係る事業所の名称及び所在地

三　指定等を行った年月日

四　指定等に係る種類

五　事業の主たる対象者

六　事業者番号

一部改正〔平成一八年規則七〇号・二四年四〇号〕

（指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の届出等）

**第四条の二**　法第五十一条の二第二項及び第四項並びに法第五十一条の三十一第二項及び第四項の規定による届出は、別記[様式第三号の三](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_175)による届出書により行うものとする。

２　法第五十一条の二第三項及び法第五十一条の三十一第三項の規定による届出は、別記[様式第三号の四](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_178)による届出書により行うものとする。

追加〔平成二四年規則四〇号〕、一部改正〔平成二五年規則一二号〕

**第五条**　法第五十三条第一項及び法第五十六条第一項の規定による申請は、別記[様式第五号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_183)による支給認定申請書により行うものとする。

２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第三十五条第二項の規定により前項の申請書に添付することとされている医師の意見書又は診断書は、別記[様式第七号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_188)による診断書兼意見書によるものとする。

全部改正〔平成二五年規則三七号〕

（指定自立支援医療機関の指定の申請）

**第六条**　法第五十九条第一項の規定による申請のうち、育成医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）及び更生医療（令第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。以下同じ。）に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。

一　病院又は診療所の開設者　別記[様式第八号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_191)

二　薬局の開設者　別記[様式第九号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_194)

三　令第三十六条第一号に規定する指定訪問看護事業者又は同条第二号に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）　別記[様式第十号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_197)

２　法第五十九条第一項の規定による申請のうち、精神通院医療（令第一条の二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。

一　病院又は診療所の開設者　別記[様式第十一号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_200)

二　薬局の開設者　別記[様式第十二号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_203)

三　指定訪問看護事業者等　別記[様式第十三号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_206)

一部改正〔平成二五年規則三七号・二六年一〇号〕

（指定自立支援医療機関の指定更新の申請）

**第六条の二**　法第五十九条第一項の申請のうち法第六十条第一項の更新（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。

一　病院又は診療所の開設者　別記[様式第十三号の二](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_209)

二　薬局の開設者　別記[様式第十三号の三](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_212)

三　指定訪問看護事業者等　別記[様式第十三号の四](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_215)

２　法第五十九条第一項の申請のうち法第六十条第一項の更新（精神通院医療に係るものに限る。）に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。

一　病院又は診療所の開設者　別記[様式第十三号の五](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_218)

二　薬局の開設者　別記[様式第十三号の六](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_221)

三　指定訪問看護事業者等　別記[様式第十三号の七](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_224)

追加〔平成二四年規則五号〕

（指定自立支援医療機関の変更の届出）

**第七条**　法第六十四条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。

一　病院又は診療所の開設者　別記[様式第十四号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_227)

二　薬局の開設者　別記[様式第十五号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_230)

三　指定訪問看護事業者等　別記[様式第十六号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_233)

一部改正〔平成二一年規則四四号〕

（指定自立支援医療機関の休止等の届出）

**第八条**　省令第六十三条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。

一　省令第六十三条第一号に該当する場合　別記[様式第十七号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_236)

二　省令第六十三条第二号に該当する場合　別記[様式第十八号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_239)

（指定自立支援医療機関の指定辞退の申出）

**第九条**　法第六十五条の規定による指定の辞退は、別記[様式第十九号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_242)による辞退届により行うものとする。

（指定自立支援医療機関の公示）

**第十条**　法第六十九条に規定する公示は、指定自立支援医療機関が、病院又は診療所である場合にあっては第一号から第五号までに、薬局又は指定訪問看護事業者等である場合にあっては第一号、第二号及び第五号に掲げる事項について県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

一　指定自立支援医療機関の名称及び所在地

二　自立支援医療の種類

三　標ぼうしている診療科名（前号に係るものに限る。）

四　指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名

五　指定、名称及び所在地の変更、指定の辞退又は指定の取消しを行った年月日

一部改正〔平成二四年規則四〇号〕

（障害福祉サービス事業等の開始等の届出）

**第十一条**　法第七十九条第二項及び第三項の規定による届出は、別記[様式第二十号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_245)による届出書により行うものとする。

２　法第七十九条第四項の規定による届出は、別記[様式第二十一号](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/418902100042000000MH/418902100042000000MH/418902100042000000MH_j.html#JUMP_SEQ_248)による届出書により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則七〇号〕

（雑則）

**第十二条**　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成一八年九月二九日規則第七〇号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第十条中障害者自立支援法施行細則別記様式第八号及び別記様式第十四号の改正規定は、平成十八年十一月一日から施行する。

（障害者自立支援法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

６　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。

**附　則**（平成一九年六月二八日規則第七二号）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

**附　則**（平成二〇年一一月二七日規則第七一号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附　則**（平成二一年四月九日規則第四四号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請又は届出は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請又は届出とみなす。

**附　則**（平成二三年二月一四日規則第四号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記様式第七号でしている申請は、この規則による改正後の別記様式第七号による申請とみなす。

**附　則**（平成二四年一月三〇日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成二四年四月一日規則第四〇号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請又は届出は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請又は届出とみなす。

**附　則**（平成二五年三月一一日規則第一二号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請又は届出は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請又は届出とみなす。

**附　則**（平成二五年四月一日規則第三七号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。

**附　則**（平成二六年三月二六日規則第一〇号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。

**附　則**（平成二六年九月二九日規則第五六号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則により改正後の各規則の様式により作成された様式とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附　則**（平成二六年一一月二五日規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成二七年三月九日規則第六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附　則**（平成二七年一二月二八日規則第七四号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

**附　則**（平成三〇年十月二二日規則第五二号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による様式でしている申請その他の手続は，改正後の児童福祉法施行細則又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。